

主要事項のとりまとめ案

(国税)

○ 法人課税等

法人課税

(法人税率の引下げ)

1. 法人税の基本税率を現行の 30% から 25.5% に引き下げる。
2. 基本税率の引下げに伴い、次の措置を講ずる。
 - (1) 次の特別償却制度を廃止又は縮減する。
 - ① エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（廃止）
 - ② 集積区域における集積産業用資産の特別償却制度（縮減）
 - ③ 事業革新設備等の特別償却制度（廃止）
 - (2) 特別修繕準備金制度の対象範囲を見直す（縮減）。
 - (3) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例（控除限度額の割増）は延長しない。
 - (4) 減価償却制度について、定率法の償却率を定額法の償却率の 2.5 倍から 2.0 倍に縮小する。
 - (5) 貸倒引当金制度の適用法人を銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定する。
 - (6) 欠損金の繰越控除制度について、中小法人等の場合を除き、控除限度額をその事業年度の繰越控除前の所得金額の 100 分の 80 相当額に制限する。これに伴い、欠損金の繰越期間を 9 年（現行 7 年）に延長する。
 - (7) 一般の寄附金の損金算入限度額を現行の 2 分の 1 の水準に引き下げる。
 - (8) 外国税額控除制度の適正化を行う。

(中小企業税制)

3. 中小法人の軽減税率について、現行の特例による税率を3年間の措置として18%から15%に引き下げるとともに、現行の本則税率を22%から19%に引き下げる。
4. 中小法人の軽減税率の引下げに伴い、次の措置を講ずる。
 - (1) 中小企業等基盤強化税制を廃止する。
 - (2) 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例を縮減する。
 - (3) 商工組合等の留保所得の特別控除制度を廃止する。

(雇用促進税制)

5. 当該年度中に従業員のうち雇用保険一般被保険者の数を10%以上かつ5人以上（中小企業者等は2人以上）増加させる等の要件を満たす法人について、増加1人当たり20万円の税額控除ができる制度を創設する。
6. 次世代育成支援対策推進法の認定を受けた法人に対する事業用建物等に係る32%の割増償却制度を創設する。
7. 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度を拡充する。

(環境関連投資促進税制)

8. エネルギー起源CO₂排出削減等に効果が見込まれる設備等に関する特別償却制度（取得価額の30%。中小企業者等は取得価額の7%の税額控除との選択）を創設する。

(総合特区制度、アジア拠点化推進税制)

9. 総合特区制度の創設に伴い、国際戦略総合特別区域について

次の措置を講ずる。

- (1) 指定法人が認定計画に記載された事業のために取得した設備等に関する特別償却制度（取得価額の 50%（建物等は 25%）の特別償却又は 15%（建物等は 8%）の税額控除）を設ける。
 - (2) 指定法人（当該区域内の新設法人等に限る。）が、専ら認定計画に記載された規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う場合に関する所得控除（20%）の制度を設ける。
- （注）上記(1)と(2)の措置は選択適用。

10. アジア拠点化の推進の制度の創設に伴い、専ら国際的統括事業又は研究開発事業を行う国際的外国会社による国内設立会社で主務大臣による計画の認定を受けた場合に関する所得控除（20%）の制度を設ける。